

# 女川原子力発電所2号炉 原子力事業者の技術的能力に関する 審査指針への適合性について(概要)

---

平成31年3月19日  
東北電力株式会社

## はじめに

---

本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年6月19日制定)により、自然災害や重大事故等の対応について、設備及び運用を新たに整備した。

本資料では、これらの女川原子力発電所に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)」への適合性を示す。

## 説明項目と「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について

女川原子力発電所に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応を併せて示す。

- |                |  |
|----------------|--|
| (1)組織          | ↔ 指針1 設計及び工事のための組織<br>指針5 運転及び保守のための組織       |
| (2)技術者の確保      | ↔ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保<br>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保 |
| (3)経験          | ↔ 指針3 設計及び工事の経験<br>指針7 運転及び保守の経験             |
| (4)品質保証活動      | ↔ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動<br>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動 |
| (5)教育・訓練       | ↔ 指針9 技術者に対する教育・訓練                           |
| (6)有資格者等の選任・配置 | ↔ 指針10 有資格者等の選任・配置                           |

## 1. 組織(1／8)

### 指針1：設計及び工事のための組織

事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。

### 指針5：運転及び保守のための組織

事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。

○本変更に係る設計及び工事の業務については、設計方針を本店の原子力部及び土木建築部にて定め、現地における具体的な設計及び工事の業務は、女川原子力発電所において実施する。

## 1. 組織(2/8)

○本変更に係る運転及び保守の業務については、女川原子力発電所において実施する。

- 発電管理グループ： 原子炉施設の運転及び燃料取扱いに関する当直業務
- 原子燃料グループ： 炉心性能管理及び燃料の管理(発電管理グループ所管業務を除く。)に関する業務
- 環境・化学グループ： 環境放射線モニタリング、化学管理及び放射性廃棄物(液体・気体)の管理に関する業務
- 放射線管理グループ： 放射線管理に関する業務
- 輸送・固体廃棄物管理グループ： 燃料の運搬及び放射性廃棄物(固体)管理に関する業務
- 保全計画グループ： 保守の総括に関する業務
- 工程管理グループ： 工程管理に関する業務
- 電気グループ： 電気設備の保守に関する業務
- 計測制御グループ： 計測制御設備の保守に関する業務
- 原子炉グループ： 原子炉設備の保守に関する業務
- タービングループ： タービン設備の保守に関する業務
- 共用設備グループ： 共用設備の保守に関する業務
- 大規模改良グループ： 大規模改良工事に関する業務
- 土木グループ： 土木設備の保守に関する業務
- 建築グループ： 建築設備の保守に関する業務
- 総務グループ： 供給者の選定及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務
- 警備グループ： 保全区域及び周辺監視区域の管理に関する業務
- 検査グループ： 検査の総括に関する業務
- 技術グループ： 保安管理の総括に関する業務

※：本体制は現在の組織であり、組織整備に関する女川原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請を実施している(2019年3月1日申請済)。

# 1. 組織(3/8)

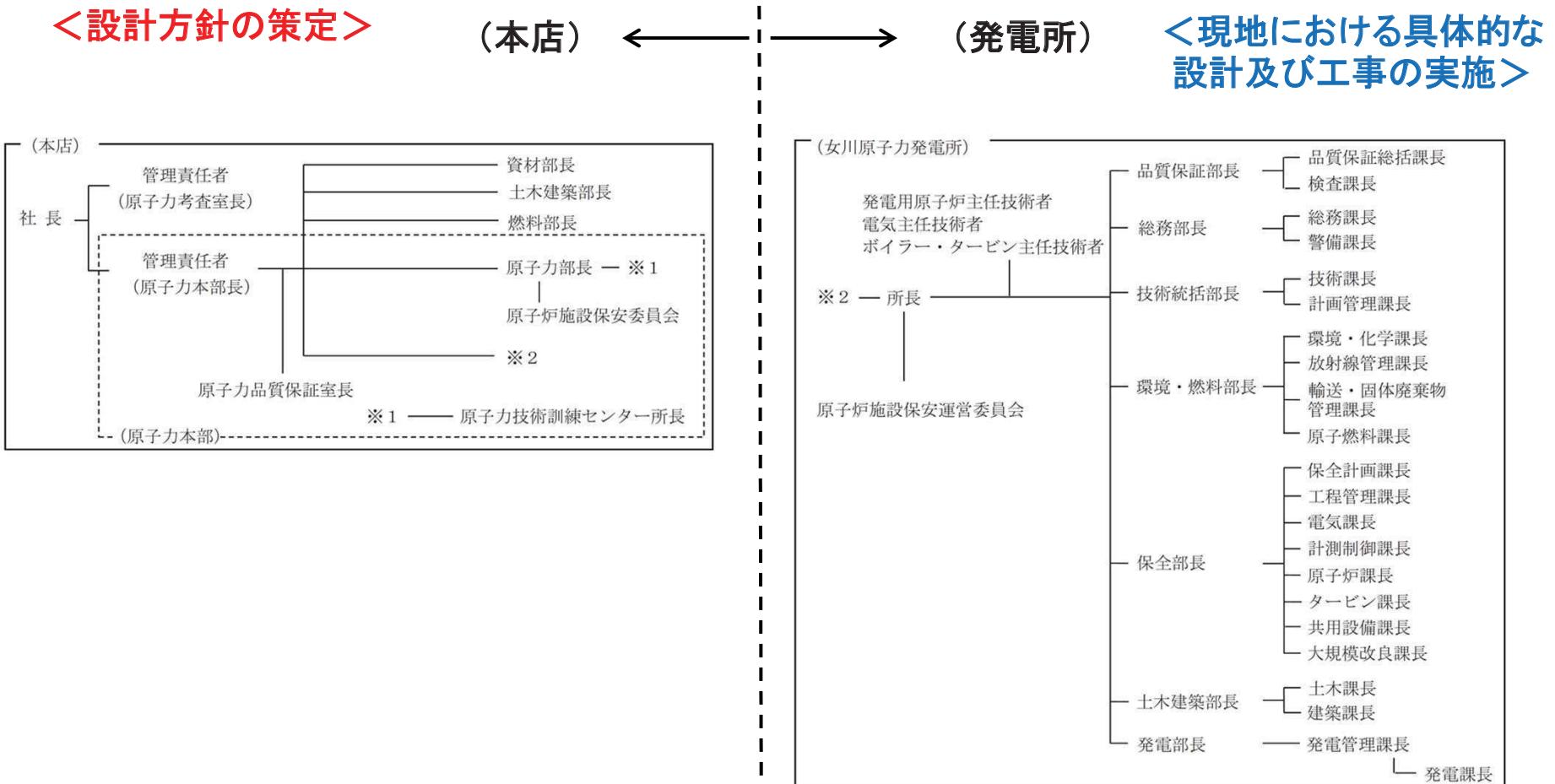


図1 原子力関係組織図

## 1. 組織(4／8)

---

○運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。本部長が緊急体制を発令した場合は発電所緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。

## 1. 組織(5／8)

女川原子力発電所の原子力防災組織は、女川原子力発電所の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う。重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した参集要員を加えて女川原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。また、自然災害と重大事故等の発生が重畠した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。

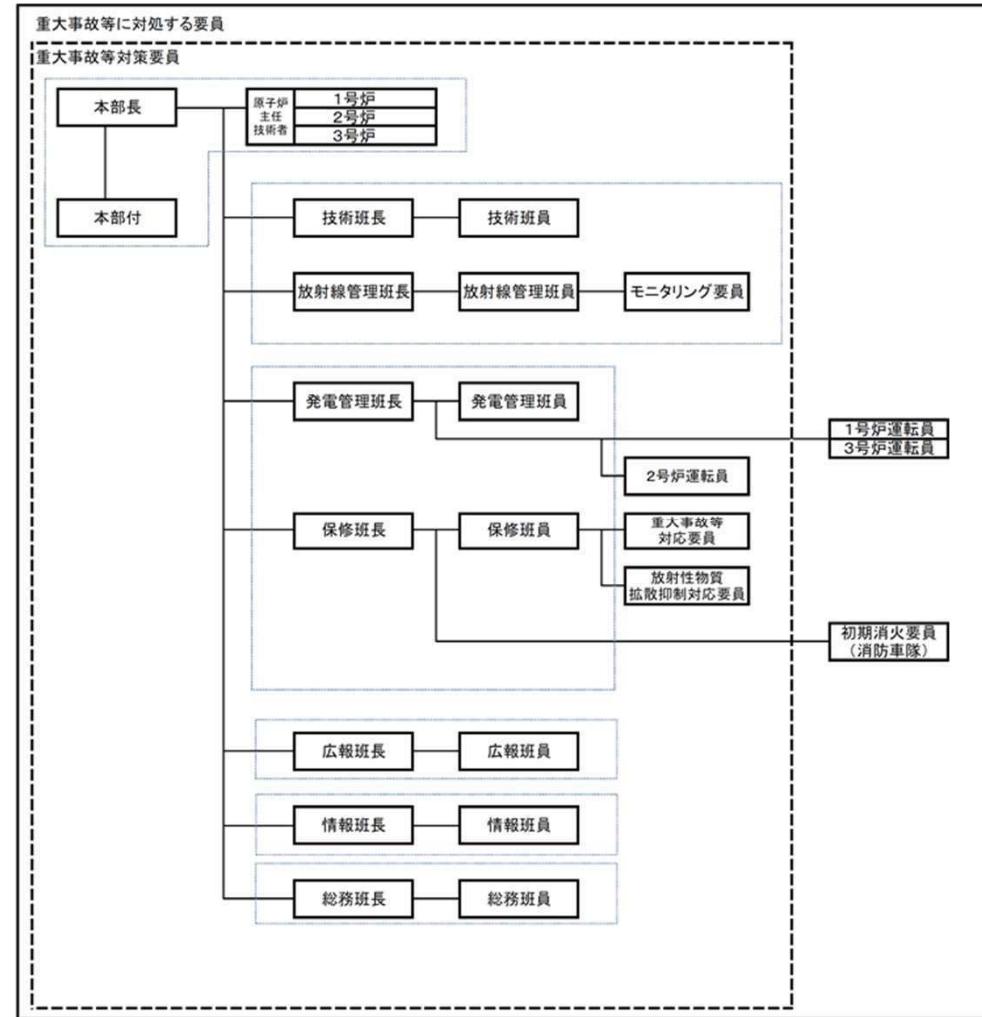


図2 原子力防災組織図(女川原子力発電所)

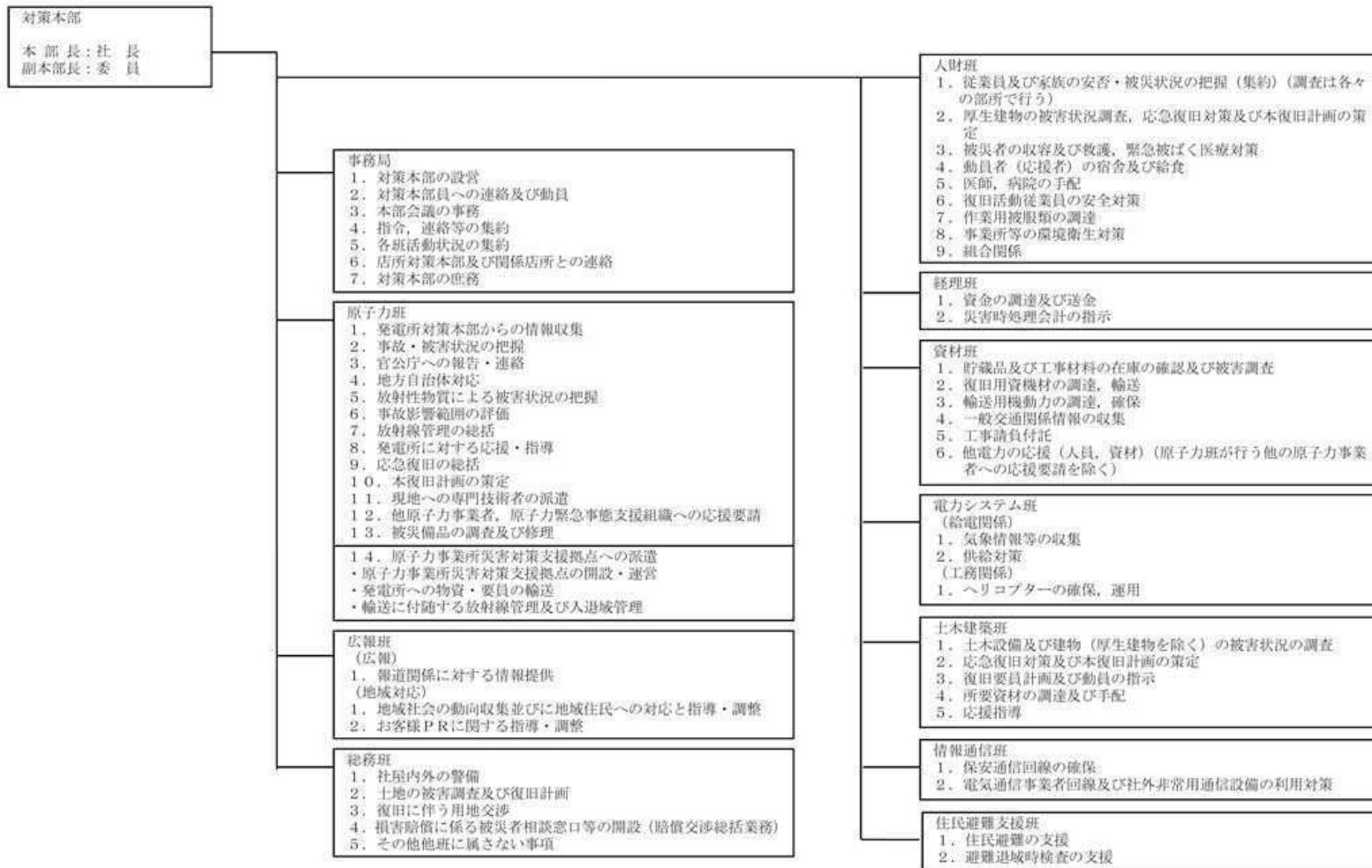
# 1. 組織(6／8)

表1 各職位のミッション

職位	ミッション
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の発令、変更の決定</li> <li>・対策本部の指揮・統括</li> <li>・重要な事項の意思決定</li> </ul>
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言
本部付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長及び各班長への助言・助勢</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所対策本部の運営支援</li> <li>・社外関係機関への通報連絡</li> <li>・事故対応に必要な情報(パラメータ、常設設備の状況・可搬型設備の準備状況等)の収集</li> <li>・自治体派遣者の活動状況把握と支援</li> </ul>
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>・食料・被服の調達</li> <li>・宿泊関係の手配</li> <li>・医療活動</li> <li>・所内の警備指示</li> <li>・一般入所者の避難指示</li> <li>・物的防護施設の運用指示</li> <li>・資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> <li>・ほかの班に属さない事項</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外対応情報の収集</li> <li>・報道機関対応者への支援</li> </ul>
技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>・アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>・被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示</li> <li>・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>・放射線の影響に関する検討</li> </ul>
保修班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の影響緩和・拡大防止に関わる可搬型設備の準備と操作</li> <li>・可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>・不具合設備の復旧の実施</li> <li>・火災発生時における消火活動</li> </ul>
発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手</li> <li>・事故対応手段の選定に関する運転員への情報提供</li> <li>・運転員からの支援要請に対する対応</li> <li>・運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>・運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に関わる運転操作</li> </ul>

# 1. 組織(7／8)

本店の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。



資料1-2-2 3.技術的能力指針に対する適合性(1)組織

図3 原子力防災組織図(本店)

## 1. 組織(8／8)

---

- 発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安委員会を本店に、発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安運営委員会を発電所に設置している。
- 原子炉施設保安委員会は、発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子炉施設保安運営委員会は、女川原子力発電所が所管する社内規定類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。

## 2. 技術者の確保

### 指針2：設計及び工事に係る技術者の確保

事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。

### 指針6：運転及び保守に係る技術者の確保

事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。

○現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行い継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。

○平成30年10月1日現在の本店及び女川原子力発電所における技術者等の人数を以下に示す。

技術者の 総人数	技術者のうち 特別管理職の 人数※1	技術者のうち有資格者の人数					運転 責任者の基準 に適合
		原子炉 主任技術者	第1種放射線 取扱主任者	第1種ボイラー・ タービン 主任技術者	第1種電気 主任技術者		
本店※2	278	103 (103)	23	46	11	9	0
女川原子力発電所	465	76 (76)	9	24	8	6	20
合計	743	179 (179)	32	70	19	15	20

※1: ( )内は、特別管理職のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

※2: 本店の内訳は、原子力部及び土木建築部(原子力関係)とする。

また、本変更に当たっては、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉等を除熱冷却するための大容量送水ポンプ操作等を社員直営で行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。

### 3. 経験(1／3)

#### 指針3：設計及び工事の経験

事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。

#### 指針7：運転及び保守の経験

事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。

○ 当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。

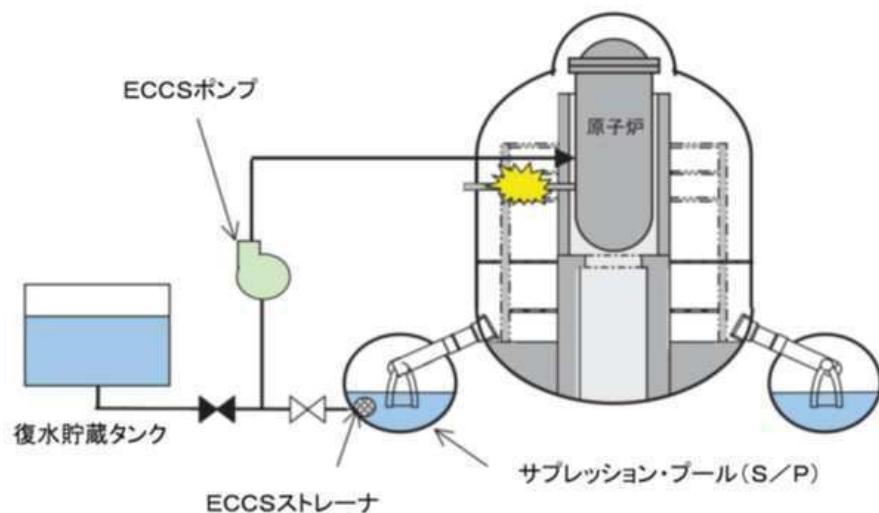
また、昭和59年6月に女川原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所を有している。

当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。

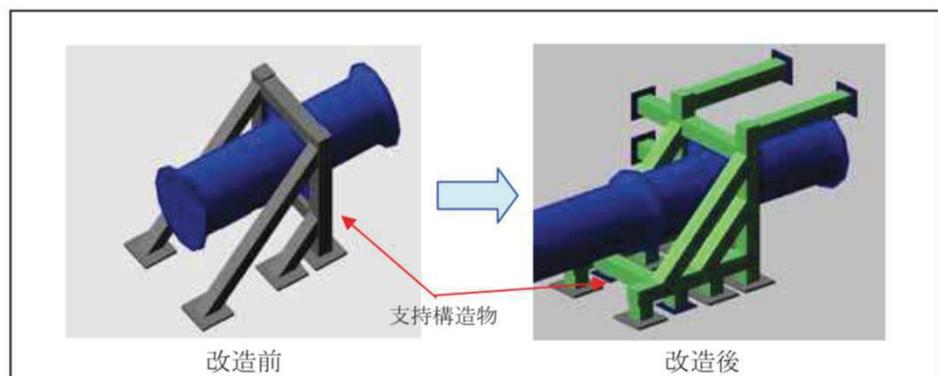
営業運転開始以来、計4基の原子力発電所において、約35年に及ぶ運転を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。

### 3. 経験(2／3)

- 本変更に関して、設計及び工事の経験として、女川原子力発電所において平成18年には2号炉非常用炉心冷却系ストレーナ取替工事、平成22年には、1号炉原子炉圧力容器ヘッドスプレイ配管改良工事並びに平成24年には固体廃棄物貯蔵所増設工事の設計及び工事を順次実施している。また、耐震裕度向上工事として、平成20年から安全上重要な配管・電路類のサポート、クレーン類等について設計及び工事を実施している。



2号炉非常用炉心冷却系ストレーナ取替工事の例



配管サポートの耐震裕度向上工事の例

### 3. 経験(3／3)

- 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加を検討し、対策工事を実施している。また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。
- 社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。また、国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識について継続的に積み上げている。

以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。

## 4. 品質保証活動(1／4)

### 指針4：設計及び工事に係る品質保証活動

事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。

### 指針8：運転及び保守に係る品質保証活動

事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。

○当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」に基づき、「保安規定第3条(品質保証計画)」及び「原子力品質保証規程」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」の施行を踏まえ、安全文化を醸成するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動などの要求事項について、品質保証計画及び原子力品質保証規程に反映し、品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することとしている。

本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。

## 4. 品質保証活動(2／4)

### (1) 品質保証活動の体制

- 当社における品質保証活動は、社内規定類に基づき実施するとともに、品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理している。品質保証活動に係る規定文書体系を図4に示す。
- 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者とし、実施部門である原子力品質保証室、原子力部、土木建築部、資材部、燃料部、女川原子力発電所及び実施部門から独立した監査部門である原子力考查室（以下「各業務を主管する組織」という。）で構築している。
- 社長は、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。原子力安全の重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実にしている。  
実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を原子力品質保証室長に実施部門内に伝達させるよう指示する。監査部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を監査部門内に伝達する。
- 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。  
管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。
- 本店の原子力安全推進会議では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることをレビューする。  
女川原子力発電所の品質保証会議では、女川原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることをレビューする。

## 4. 品質保証活動(3／4)

(1) 一次文書

品質保証計画 関連項	文書番号	文書名	管理箇所
4.2.2	原-4	女川原子力発電所原子炉施設保安規定(規程) 品質保証計画	原子力部
	原品-1	原子力品質保証規程	原子力品質保証室

(2) 二次文書

品質保証計画 関連項	文書番号	文書名	管理箇所
4.1, 6.3	原4-1	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部
4.1	原品4-1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室
4.2.1 4.2.3 4.2.4	原品4-2	原子力QMS 文書管理・記録管理要領※1	原子力品質保証室
5.3	原品5-1	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室
5.4.1	原品5-2	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室
5.5.1	原品5-3	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室
5.5.2	原品5-4	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室
5.5.4	原品5-5	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室
5.6	原品5-6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室
6.2.2	原6-1	原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領	原子力部
	原考6-1	原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領	原子力考査室
6.4 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原品7-1	原子力QMS 業務の計画および実施要領	原子力品質保証室
7.1 7.5	原7-1	原子力QMS 運転業務要領	原子力部
	原7-2	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部
	原7-3	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部
	原7-4	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部
	原7-5	原子力QMS 保修業務運用要領	原子力部

品質保証計画 関連項	文書番号	文書名	管理箇所
7.1 7.5	原7-6	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部
	原7-7	原子力QMS 一般業務適用要領	原子力部
	原品7-12	原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領	実施部門の 管理責任者
7.2.3	原7-8	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部
7.3	原7-9	原子力QMS 設計・開発要領	原子力部
7.4	原7-10	原子力QMS 調達管理要領	原子力部
7.6	原7-11	原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領	原子力部
8.2.1	原品8-1	原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領	原子力品質保証室
8.2.2	原考8-1	原子力QMS 内部監査要領※1	原子力考査室
8.2.3	原品8-2	原子力QMS プロセスの監視および測定要領	原子力品質保証室
8.2.4	原8-1	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部
8.3 8.5.2 8.5.3	原品8-3	原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領※1	原子力品質保証室
8.4	原品8-4	原子力QMS データの分析要領	原子力品質保証室

※1: JEAC4111 4.2.1 c)の対象文書を表す。

【一次文書】(社長承認文書)

組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的な事項を定めている。

【二次文書】(実施部門の管理責任者又は各室部長承認文書)

一次文書を受けて、保安活動に関するプロセスを具体的に定めている。

## 4. 品質保証活動(4／4)

### (2) 設計及び運転等の品質保証活動

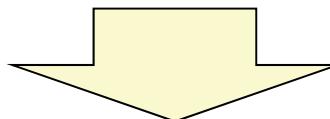
- 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う。供給者に対しては、品質管理グレードに応じた要求項目のほか、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する。
  - 新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。
  - 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。  
また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を不適合管理要領に従って確認する。
- (1)項及び(2)項のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。

## 5. 教育・訓練

### 指針9：技術者に対する教育・訓練

事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。

- 技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。  
技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（BWR運転訓練センター、原子力安全推進協会、日本原子力研究開発機構、日本原子力発電等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。



- 本変更に係る業務に従事する技術者のか、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。



電源車の接続訓練



注水ホース接続訓練

## 6. 有資格者等の選任・配置

### 指針10：有資格者等の選任・配置

事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。

女川原子力発電所では、発電用原子炉主任技術者等の有資格者の選任及び配置について、以下のとおり適切に実施している。

- 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する特別管理職の中から原子炉ごとに選任する。
- 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、社長が選任し配置する。
- 職位は、原子炉主任技術者であり、保安規定に定める職務を専任することを定めている。
- 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。
- 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長の職位としている。

- 
- 女川原子力発電所2号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日において2号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に参集できるよう、早期に非常召集が可能なエリア(女川町又は石巻市)に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。

# (参考資料)女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

平成31年3月1日に原子炉施設保安規定変更認可申請(組織整備)を実施している。

- ・原子力防災業務のさらなる強化及び責任の明確化を目的として、「防災グループ」を設置
- ・1号炉の廃止等の状況変化や、現在の業務実態を踏まえた一部組織の統廃合

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <p>管理責任者 (原子力検査室長)</p> <p>管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>資材部長</p> <p>土木建築部長</p> <p>燃料部長</p> <p>原子力部長 — ※1</p> <p>原子炉施設保安委員会</p> <p>※2</p> <p>原子力品質保証室長</p> <p>※1 — 原子力技術訓練センター所長</p> <p>... (原子力本部) ...</p> <p>(女川原子力発電所)</p> <p>※2 — 所長</p> <p>発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>品質保証部長</p> <p>総務部長</p> <p>技術統括部長</p> <p>環境・燃料部長</p> <p>保全部長</p> <p>土木建築部長</p> <p>発電部長</p> <p>品質保証総括課長 検査課長</p> <p>総務課長 警備課長</p> <p>技術課長 計画管理課長</p> <p>環境・化学課長 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物 管理課長 原子燃料課長</p> <p>保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長 共同設備課長 太陽光改良課長</p> <p>土木課長 建築課長</p> <p>発電管理課長</p> <p>発電課長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図</p> <p>(本店)</p> <p>社長</p> <p>管理責任者 (原子力検査室長)</p> <p>管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>資材部長</p> <p>土木建築部長</p> <p>燃料部長</p> <p>原子力部長 — ※1</p> <p>原子炉施設保安委員会</p> <p>※2</p> <p>原子力品質保証室長</p> <p>※1 — 原子力技術訓練センター所長</p> <p>... (原子力本部) ...</p> <p>(女川原子力発電所)</p> <p>※2 — 所長</p> <p>発電用原子炉主任技術者 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者</p> <p>品質保証部長</p> <p>総務部長</p> <p>技術統括部長</p> <p>環境・燃料部長</p> <p>保全部長</p> <p>土木建築部長</p> <p>発電部長</p> <p>品質保証総括課長 検査課長</p> <p>総務課長 警備課長</p> <p>技術課長 計画管理課長 防災課長</p> <p>環境・化学課長 放射線管理課長 輸送・固体廃棄物 管理課長 原子燃料課長</p> <p>保全計画課長 工程管理課長 電気課長 計測制御課長 原子炉課長 タービン課長</p> <p>土木課長 建築課長</p> <p>発電管理課長</p> <p>発電課長</p> <p>原子炉施設保安運営委員会</p>	<p>組織整備に伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災課長」追記</li> <li>・「環境・化学課長」削除</li> <li>・「共同設備課長」削除</li> <li>・「大規模改良課長」削除</li> </ul>